
企業会計基準委員会の活動状況 日本基準の開発

I. 本資料の目的

1. 本資料では、第 56 回企業会計基準諮問会議（2026 年 3 月 13 日開催）の後の企業会計基準委員会の活動状況のうち、日本基準の開発について報告する。

II. 日本基準の開発**日本基準を国際的に整合性のあるものとするための取組み****（金融商品会計）**

2. 第 419 回企業会計基準委員会（2019 年 10 月 25 日開催）において、金融資産の減損について会計基準の開発に着手することとし、第 463 回企業会計基準委員会（2021 年 8 月 11 日開催）より審議を開始した。また、金融商品の分類及び測定に関して、金融商品の分類に関する枠組みを維持した上で予想信用損失モデルを取り入れるにあたり最小限の見直しを行うこととした。
3. 金融資産の減損について、2025 年 10 月 29 日に企業会計基準公開草案第 89 号「金融商品に関する会計基準（案）」等を公表している。2026 年 2 月 6 日に当該公開草案のコメントを締め切っており、30 件のコメントが寄せられた。第 572 回企業会計基準委員会（2026 年 3 月 11 日開催）以降、当該公開草案に寄せられたコメントへの対応について検討を行っている。
4. また、第 571 回企業会計基準委員会（2026 年 2 月 24 日開催）において、金融商品の分類及び測定（減損プロジェクトの範囲に含めた領域を除く。）の見直しに着手することが了承され、検討を進めている。フェーズ 1 として予想信用損失モデルの適用範囲と関連する領域について優先して検討を行っており、その他の領域（株式を含む。）についてはフェーズ 1 の検討が一巡した後にフェーズ 2 として検討を開始することを予定している。

その他の主な会計基準の開発

（金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当する ICO トークンの発行・保有等に係る会計上の取扱い）

5. 2022年3月15日に、「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当する ICO トークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」（以下「論点整理」という。）を公表している。当該論点整理については2022年6月8日に締め切っており、16件のコメントが寄せられた。
6. 第480回企業会計基準委員会（2022年11月7日開催）の後は、審議を行っていない。

（排出量取引制度に係る会計上の取扱い）

7. 第553回企業会計基準委員会（2025年8月12日開催）において、企業会計基準諮問会議からのテーマ提言を踏まえ、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」に基づく法的義務を伴う排出量取引制度の対象事業者を対象とした会計処理及び開示に関して、検討することを決定し、第566回企業会計基準委員会（2025年12月25日開催）より審議を開始している。また、あわせて実務対応報告第15号「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」との関係を整理することを予定している。

（後発事象に関する会計基準）

8. 第537回企業会計基準委員会（2024年12月3日開催）より審議を開始した。第1段階として、監査基準報告書560実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」に示されている会計に関する内容を踏襲し移管することとし、2026年1月9日に企業会計基準第41号「後発事象に関する会計基準」等を公表した。
9. 当該会計基準等では、計算書類等の確認日後、財務諸表の公表の承認日までに生じた修正後発事象を開示後発事象に準じて取り扱う特例的な取扱いを踏襲しており、この特例的な取扱いの抜本的な見直しを行うか否かの検討時期については、有価証券報告書と事業報告等の一体開示の検討の状況等を踏まえて今後判断することとしている。

（継続企業に関する会計基準）

10. 第531回企業会計基準委員会（2024年8月20日開催）において、調査研究における実務指針等の移管に係る実行可能性の評価を踏まえた企業会計基準諮問会議からのテーマ提言を受け、日本公認会計士協会が公表した実務指針等のうち会計に関する指針に相当すると考えられる記載の移管を行うことに焦点を当てて継続企業に関する会計基準の開発を行うことを決定した。
11. 第541回企業会計基準委員会（2025年2月17日）より審議を開始し、国際監査基準（ISA）570「継続企業」の改正概要の確認を行ったほか、継続企業に関する会計基準の開発の進め方の検討を行った。日本公認会計士協会 監査基準報告書570「継続企業」の改正に合わせて検討を行うこととしており、第566回企業会計基準委員会（2025年12月25日開催）より具体的な移管の検討を進めている。移管にあたっては、継続企業の前提に関する評価の判断基準を含めることとし、さらに継続企業の前提に関する評価を行う期間の末

日を監査基準の改訂の方向に整合させて、少なくとも財務諸表の公表の承認日後 1 年を経過した日までとする方向で検討を行っている。

(繰延資産に係る会計上の取扱い)

12. 第 531 回企業会計基準委員会（2024 年 8 月 20 日開催）において、企業会計基準諮問会議からのテーマ提言を踏まえ、実務対応報告第 19 号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」の改正を新規テーマとして取り上げることが決定した。本テーマについては、今後、他のプロジェクトの状況及び当委員会のリソースの状況を踏まえて検討を開始することを予定している。

(譲受人が特別目的会社である場合の金融資産の消滅範囲の明確化)

13. 第 538 回企業会計基準委員会（2024 年 12 月 25 日開催）において、企業会計基準諮問会議からのテーマ提言を踏まえ、譲受人が特別目的会社である場合の金融資産の消滅範囲の明確化を新規テーマとして取り上げることが決定した。本テーマについては、第 566 回企業会計基準委員会（2025 年 12 月 25 日開催）より審議を開始し、2026 年 2 月 27 日に企業会計基準公開草案第 97 号「金融商品に関する会計基準（案）」等を公表した。2026 年 3 月 31 日にコメントを締め切った後、当該公開草案に寄せられたコメントへの対応の検討を行い、2026 年 6 月 2 日に改正企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」等を公表している。

(年次改善プロジェクト)

14. 年次改善プロジェクトでは、原則として年 1 回、4 月 1 日を基準日として、企業会計基準委員会が公表した企業会計基準等の要変更事項の確認作業を行い、必要に応じて複数の企業会計基準等の改正又は修正をまとめて行っている。

(法人税等に関する会計基準)

15. 第 544 回企業会計基準委員会（2025 年 4 月 2 日開催）において、企業会計基準諮問会議からのテーマ提言を踏まえ、企業会計基準第 27 号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（以下「法人税等会計基準」という。）において、法人税等会計基準の適用対象となる税金についての原則的な定めを置くとともに、関連する実務上の取扱いに関する指針の見直しを行うことについて検討することを決定した。
16. 第 547 回企業会計基準委員会（2025 年 5 月 21 日開催）及び第 93 回税効果会計専門委員会（2025 年 5 月 12 日開催）より審議を行い、2026 年 1 月 9 日に企業会計基準公開草案第 94 号「法人税等に関する会計基準（案）」等を公表した。2026 年 3 月 9 日にコメントを締め切った後、当該公開草案等に寄せられたコメントへの対応の検討を行い、2026 年 7 月 7 日に改正企業会計基準第 27 号「法人税等に関する会計基準」等を公表している。

(資金決済法等の改正に伴う電子決済手段に係る会計上の取扱い)

17. 第 578 回企業会計基準委員会（2026 年 6 月 10 日開催）において、資金決済に関する法律及び電子決済手段等取引業者に関する内閣府令等の改正に伴い、実務対応報告第 45 号「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い」の改正に関して、検討することを決定し、第 581 回企業会計基準委員会（2026 年 7 月 23 日開催）より審議を開始している。

以 上